

平成29年度 第1回釜石市津波避難訓練実施要綱（案）

1. 目的

津波常襲地域である釜石市において、東日本大震災津波により多くの尊い命を失ったことはまさに痛恨の極みでありました。

津波から大切な命を守る方法は、できる限り高い場所への素早い避難です。

素早い避難を可能にするには、市民一人ひとりが自分の命を守るために避難に関する意識を高め行動すること、そのためには日頃からの弛まぬ避難訓練がとても大切です。

いつかまた必ず来襲する津波に備え、今後二度と津波による犠牲者を出さないことを目標に、津波避難訓練を実施します。

2. 日時

平成29年9月1日（金）午前9時～9時40分

※「防災の日」にちなんで実施

「政府、地方公共団体等関係諸機関をはじめ、広く国民が台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備する」日として1960年に制定。

9月1日の日付は、1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大震災にちなんだものである。また、例年8月31日 - 9月1日付近は、台風の襲来が多いとされる二百十日にあたり、「災害への備えを怠らないように」との戒めも込められている。

また、漁協等関係者からの聞き取りにより、ウニ・アワビ等の繁漁期を避け、漁業者が参加しやすい時期として設定した。

3. 訓練場所及び訓練概要

①津波避難訓練

釜石市街（鈴子町以東、駒木町）、松原町、嬉石町、大平町、平田（上平田を除く）、唐丹町（山谷、上荒川、鍋倉除く）、片岸町、鶴住居町（川目、外山除く）、箱崎町、両石町（女遊部除く）における津波災害緊急避難場所等への迅速な避難訓練と避難場所等の状況確認

②避難所開設訓練

沿岸部小中学校において、学校、町内会、消防団等の連携により、避難所を開設し避難者受け入れを行う。

市内陸部において、集会所や公民館分館等を管理している町内会等の方は避難者が来ることを想定して、施設の鍵を開けて受け入れ態勢を取る。

③市災害対策本部参集及び運営訓練

市第2会議室への災害対策本部員の参集及び初動対応訓練

4. 主催

釜石市

5. 災害想定及びスケジュールの概要

平成29年9月1日（金）午前9時、岩手県沖を震源とする地震が発生し、釜石市では震度5強を観測した。この地震により気象庁は、9時03分岩手県沿岸地域一帯に大津波警報を発表、当市への津波到達予想時刻は9時30分頃、巨大な津波が予想されると発表された。

釜石市は、災害対策本部を設置し、防災行政無線を通じて沿岸地域一帯に避難指示を発令するとともに、配置可能な津波避難場所に職員を配置した。

- ・ 9:00 Jアラートによる緊急地震速報が発表されたとみなして、防災行政無線によりチャイムと注意喚起放送。
津波避難訓練対象地区住民は地震から身を守る行動後、避難開始。
- ・ 9:03 気象庁から岩手県沿岸地域一帯に大津波警報が発表。
当市への津波到達予想時刻は9時30分頃、巨大な津波が予想されると発表されたと防災行政無線で放送。
- ・ 9:03 市災害対策本部では、防災行政無線により訓練大津波警報発表の告知と避難指示（緊急）発令を放送。
- ・ 9:03～ 市の各部署から対応可能な津波避難場所に職員を配置。配置された職員は住民等に避難を呼び掛けながら津波避難場所まで移動。津波避難場所で避難者の受け入れを行う。
- ・ 9:03～ 災害対策本部本部長、副本部長は市第2会議室に参集開始。
各部長は9:15分をめぐりに各部の職員、来訪者、建物、PC等機器、電源等の被害状況を把握した後、第2会議室に参集。
(浸水想定区域を通るため、教育長、教育次長、保健福祉部長、水道事業所長は除く)
- ・ 9:25 災害対策本部員会議
- ・ 9:30 津波避難場所配置職員は避難者数を確認。
- ・ 9:40 状況終了。
津波避難場所配置職員は避難者に訓練の終了と訓練参加の御礼を伝えた後、避難者数を災害対策本部に報告

6. 訓練項目

(1) Jアラートが自動起動したとみなしての緊急地震速報訓練

- Jアラートが自動起動したとみなしての緊急地震速報訓練（震度5強想定）
- 住民、職員等を対象として、揺れに対して身を守る行動をとる訓練

(2) 住民等の避難訓練

- Jアラートの緊急地震速報の約3分後に大津波警報が発表されたと想定し、沿岸地区住民に避難指示（緊急）を発令、住民等を対象とした避難訓練を実施
- 住民は、避難指示を待たずに避難行動を取れるようにする訓練としても実施

(3) 避難所開設訓練

- 避難指示（緊急）発令後、何分で避難所施設の鍵を開けられるかの訓練
- 沿岸部小中学校での避難所開設・避難者受け入れ訓練（場所を限定）
※ 鶴住居小・東中学校一避難所開設、避難者誘導・受け入れ、炊き出し、心肺蘇生法等講習、障がい者疑似体験等
※ 唐丹小中学校一避難所開設、避難者誘導・受け入れ、心肺蘇生法等講習等

(4) 津波災害緊急避難場所等への職員の配置及び通信訓練

- 東日本大震災の時のように平日の日中に大津波警報等が発表された場合に、津波災害緊急避難場所の近くの部署から津波避難場所に職員を配置する訓練。また、配置にあたり移動系防災行政無線を携帯し、避難者の状況等を無線で報告する訓練も行う。
津波災害緊急避難場所担当職員を固定するのではなく、その時の状況に応じて対応可能な職員を速やかに避難場所に配置できるようにする訓練

○配置津波避難場所及び担当部署（配置人員は複数を原則）

No.	津波避難場所	担当部署	No.	津波避難場所	担当部署
1	シーパラダイス遊前・ 教育センター	教育委員会	7	宝樹寺境内	復興推進本部
2	釜石小校庭	保健福祉部	8	浜町避難道路	環境課
3	薬師公園	保健福祉部	9	旧釜石商業高校庭	平田応援C
4	大只越市営住宅駐 車場	釜石応援C	10	唐丹小・中校庭	唐丹応援C
5	仙寿院境内	建設部	11	大平中学校校庭	下水道課
6	天神町仮設団地	建設部	12	鶴住居小・東中校 庭	鶴住居応援C

(5) 災害対策本部参集及び運営訓練

○災害対策本部の本部長、副本部長及び各部長等が市第2会議室に参集する訓練

参集者は原則各部長であるが、出張等により各部長がいない場合も想定されるので、代理出席者をあらかじめ決めておき、訓練当日の状況で各部長が参集できない場合には代理出席者が参集する訓練。

○職員の安否確認、建物、機器等被災状況確認、火災の有無等の確認等初動対応訓練

7. 訓練の中止

雨天でも実施を原則とするが、訓練当日に災害が発生したとき、または、災害発生の恐れがあると判断したときは訓練を中止する。

訓練中止の判断は危機管理監が行い、防災行政無線等により周知する。